

第1章 総則

第1条（目的）

この会則は、一般社団法人 石見地域循環共生協議会（以下「当法人」という。）の定款に基づき、当法人の会員の権利及び義務を明確にし、円滑な活動と会員相互の健全なコミュニティ形成を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

当法人のすべての会員は、法令、定款及び当法人が定める諸規程と共に、この会則を誠実に遵守しなければならない。

第2章 会員

第3条（会員種別）

当法人の会員は、定款第6条の定めに基づき、次の2種とする。

（1）正会員：当法人の目的に賛同し、その事業活動に主体的に参画するために入会した個人又は団体

（2）賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

第4条（入会）

当法人の会員になろうとする者は、定款第7条の定めに基づき、当法人が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5条（会費）

会員は、当法人が別に定める「会費細則」に基づき、所定の会費を納入しなければならない。

第6条（会員の権利）

会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

（1）当法人が主催、共催または後援する総会、イベント、セミナー、勉強会等に参加すること。

（2）当法人が発行するメールマガジン、ニュースレター等の情報を受領すること。

（3）当法人が運営する公式ウェブサイトの会員専用ページにアクセスすること。

（4）当法人が設置するタスクフォースやプロジェクトに参加すること（第9条参照）。

（5）（正会員のみ）定款の定めるところにより、社員総会に出席し、議決権を行使すること。

第7条（会員の義務）

会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

（1）定款、諸規程及びこの会則を遵守する義務。

（2）会費を納入する義務（賛助会員を除く）。

（3）当法人の名誉を尊重し、その目的達成に向けて協力する義務。

（4）氏名、名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に届け出る義務。

第8条（退会、資格喪失及び除名）

会員の退会、資格喪失及び除名については、定款第9条、第10条及び第11条の定めるところによる。

第3章 活動と参画

第9条（タスクフォース等への参加）

1. 会員は、自らの関心、経験及び専門性に基づき、当法人が設置するタスクフォースまたはプロジェクト（以下「タスクフォース等」という。）への参加を希望することができる。

2. タスクフォース等への参加を希望する会員は、所定の手続きを経て、当該タスクフォース等を所管する理事または事務局の承認を得るものとする。

第10条（プロジェクトの提案）

会員は、当法人の目的達成に資する新たな事業やプロジェクトを、理事会に対し提案することができる。提案の手続きについては、理事会が別に定める。

第11条（名称及びロゴの使用）

1. 会員は、当法人の会員であることを対外的に表明することができる。
2. 当法人の名称、ロゴマーク等を、自身の名刺、ウェブサイト、その他の広報物に使用する場合は、当法人の社会的信用を損なうことのないよう配慮し、あらかじめ理事会が別に定めるロゴ使用ガイドラインを遵守しなければならない。

第4章 その他

第12条（秘密保持）

会員は、当法人の活動を通じて知り得た、当法人、他の会員、または関係者の非公開の情報を、正当な理由なく、また事前の承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。会員資格を喪失した後も同様とする。

第13条（損害賠償）

会員が、故意または重大な過失により、当法人または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うことがある。

第14条（会則の変更）

この会則の変更は、理事会の決議による。

附則

この会則は、当法人の設立後、最初の理事会において承認された日（令和7年（2025年）9月19日）より施行する。